

障害者福祉課

議案第112号

港区立障害者グループホーム条例の一部を改正する条例について

区立障害者グループホーム芝浦（以下「グループホーム芝浦」といいます。）は、令和5年度末に現在の指定期間が終了します。新たな指定期間の開始に合わせ、グループホーム芝浦の運営方法を変更し、利用料金制度を導入するため、港区立障害者グループホーム条例（以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正理由

グループホーム芝浦は、平成26年11月の開設当初から指定管理者制度を導入し、施設運営に係る経費の財源は区からの指定管理料のみとしました。指定管理料のみによる運営の場合、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）に基づく障害福祉サービス等報酬は、全額が区の収入となり、指定管理者の経営努力を促進しにくい状況でした。

このたび、令和6年度以降の新たな指定期間に合わせ、指定管理者の創意工夫により、利用者に対してよりきめ細かいサービスを提供できる利用料金制度を導入するため条例の一部を改正します。

2 改正内容

- (1) 利用料金制度を導入し、障害者総合支援法に基づくサービスを利用する者が指定管理者に支払う費用について規定します。
- (2) その他規定の整備

3 施行期日

令和6年4月1日

港区立障害者グループホーム条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(利用の不承認)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>(利用の契約)</p> <p>第七条の二 共同生活援助及び短期入所を利用しようとする者は、区規則で定めるところにより、利用に関する契約を締結しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第九条 第七条の二の規定により契約を締結し、グループホームの事業を利用する者は、第十八条第二項の規定による指定を受けた者(次条において「指定管理者」という。)に対し、次に掲げる費用の額の合計額をグループホームの事業の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)として支払わなければならない。</p> <p>一 法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に共同生活援助又は短期</p>	<p>(前略)</p> <p>(利用の不承認)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第九条 利用者が納めるグループホームの使用料は、次のとおりとする。ただし、利用者が短期入所を利用するときは、第一号の使用料に限る。</p> <p>一 法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に共同生活援助又は短期</p>

入所の利用に要した費用の額（次号に掲げる費用の額を除く。）
を超えるときは、当該現に共同生活援助又は短期入所の利用に要
した費用の額）

- 二 法第二十九条第一項に規定する食事の提供に要する費用、居住
若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創
作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定
める費用の額

（利用料金の減免等）

第十条 指定管理者は、区規則で定めるところにより利用料金（前条
第二号に規定する居住又は滞在に要する費用に限る。）を減額し、
若しくは免除し、又は当該費用の徴収を猶予することができる。

第十一条及び第十二条 削除

入所の利用に要した費用（次号に定める使用料及び第十二条第一
項に定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に共同生
活援助又は短期入所の利用に要した費用の額）

- 二 月額二万円

- 2 前項第二号の使用料は、月の中途において、グループホームの利
用を開始し、又はグループホームの利用を終了し、若しくは利用の
承認を取り消された場合は、日割計算により算出する。

（使用料の徴収）

第十条 区長は、利用者がグループホームの利用を開始した日から使
用料を徴収する。

- 2 利用者は、区規則で定めるところにより使用料を納めなければな
らない。

（使用料の減免及び徴収猶予）

第十一条 区長は、区規則で定めるところにより使用料（第九条第一
項第二号の使用料に限る。以下この条において同じ。）を減額し、
若しくは免除し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

（利用者の負担する費用）

第十二条 利用者は、第九条に定める使用料のほか、次に掲げる費用
を負担する。

(中略)

(利用の承認の取消し)

第十五条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、グループホームの利用の承認を取り消すことができる。

一 四 (略)

五 正当な理由がなく利用料金を三月以上滞納したとき。

六 (略)

(グループホームの明渡し)

第十六条 (略)

(損害賠償の義務)

第十六条の二 グループホームの施設に損害を与えた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除す

一 食材料費。ただし、利用者が短期入所を利用するときは、食事の提供に要する費用とする。

二 電気、ガス及び上下水道の使用料

三 利用者の責めに帰すべき理由による修繕に要する費用

四 前三号に掲げるもののほか、区長が指定する費用

2 区長は、前項各号に掲げる費用のうち、利用者に負担させることが適当でないと認めるものについて、その全部又は一部を利用者に負担させないことができる。

(中略)

(利用の承認の取消し)

第十五条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、グループホームの利用の承認を取り消すことができる。

一 四 (略)

五 正当な理由がなく使用料を三月以上滞納したとき。

六 (略)

(グループホームの明渡し)

第十六条 (略)

ることができる。

(後略)

付則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の港区立障害者グループホーム条例第九条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用分について適用し、施行日前の利用分については、なお従前の例による。

3 施行日前の利用分に係る使用料の徴収等に関しては、この条例による改正前の港区立障害者グループホーム条例第十条第二項及び第十一條の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(後略)